

ひたちなか市クラウド型電話交換機導入等業務仕様書

1 目的

ひたちなか市（以下「本市」という。）の電話交換機（以下「PBX」という。）は、設置から11年を経過し、更新が必要な時期を迎えている。また、子機端末については、現在、固定電話やPHSを使用しているが、機器の老朽化に伴う不具合が頻発している状況にある。

このような状況を改善するため、電話環境を抜本的に見直し、各種配線を簡素化するなど、レイアウト変更への柔軟な対応や時代に即した働き方への対応を図ることで電話環境の安定的かつ柔軟な運用を目指す。

2 履行期間

(1) 納品期限（設置期限）

契約締結日から令和7年11月30日まで

(2) 使用期間（見込み）

PBX, スマートフォン, 固定 IP 電話機, GW 装置及びその他機器等

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（5年間）

※基本的に期限及び期間は上記のとおりだが、本契約の形態や構成等を鑑み協議のうえ調整する。

3 対象施設の名称及び住所

名称	住所
ひたちなか市役所（本庁舎） （行政棟，議事堂棟，第一分庁舎， 第二分庁舎，第三分庁舎，企業合同 庁舎，厚生棟）	茨城県ひたちなか市東石川 2丁目10番1号
那珂湊支所（支所）	茨城県ひたちなか市和田町 二丁目12番1号
水道事業所	茨城県ひたちなか阿字ヶ浦町 1552-1

4 内容・要件

(1) 契約締結後、本業務の受注者は、すべての納品場所について調査を行い、設置環境に最も適した機器の設置方法や構成等について本市に助言を行うこと。これにより導入時の機器数量や構成等の変動は見込んでいるものとする。

現状の電話環境の構成は別紙「既存ネットワークイメージ図・PBX 収容回線一覧」を参照すること。

(2) 導入予定の物件についての要件は、以下の①～④のとおりとする。

対応不可能もしくは条件付きで可能な要件がある場合は、条件や代替案等について提示すること。スマートフォン及び外線サービス(提供部分以外も含む)の構築やスケジュールに関して、電話網がスムーズに移行し安定して稼働できるようにマネジメントすること。

- ・契約期間中の端末は、本市に対し貸与すること。

① PBX 1式

- ・ひたちなか市役所で利用する電話交換機のこと。本業務の受注者が準備を行い、契約期間中のサービスを提供すること。
- ・本市管理者と更改後の運用を協議し、本市管理者による設定変更が不要な提案を行うこと。
- ・各設置場所は自設の光イントラネットで接続されているため、活用可能であれば活用すること。ただし、ネットワークの分割等は別途本市が行うものとする。
- ・本業務で導入する固定IP電話機及びスマートフォンを内線電話として連携できること。
- ・スマートフォンからの発信においても割り振った局線番号(市外局番029番号)を相手方に通知することができること。
- ・使用者が休みである場合など、スマートフォンにはPBXからの着信を呼び出さない設定を、使用者本人が任意で可能なこと。
- ・ブラウザやソフトを用いてIP電話やスマートフォンの内線電話番号や受電可能な番号、発信番号などを自由に設定できることが望ましい。または、保守サービスにおいて設定変更を依頼し、できるだけ短期間での対応が可能なこと。
- ・グループ内線を作ることができること。
- ・代理応答グループを作ることができること。
- ・今後の拡張に応じてch数を変更できること。
- ・任意に夜間切り替えを行うことができること。
- ・着信時に任意のメッセージを設定できること。
- ・現況の固定電話サービス提供事業者を継続して利用することとし、現在利用している電話番号と同じ番号を利用できるようにすること。
- ・PBXにおいて発着信時に、通話を録音する機能を提供すること。なお、着信時は、録音することを通話の相手方に知らせることができる機能があること。
- ・PBXに障害が起きた場合は24時間365日受付し、速やかに復旧対応を行うこと。
- ・PBXを構成するために必要な機器を準備すること。
- ・現在利用している中継台と同等の運用方法を提案すること。
- ・設置する主要な機器については、UPSなどにより停電時も一定時間稼働するようにすること。

②固定IP電話機

- ・台数は82台を想定している。
- ・代理応答、着信識別、転送、不在転送などを行うことができること。
- ・固定IP電話機はボタンごとに鳴り分けが可能なこと。
- ・液晶表示窓に漢字表記ができること

- ・PoE給電に対応すること。
- ・PBXと接続するための機器（スイッチ等）を含むこと。また、本市ネットワークに使用している既存スイッチを活用できる場合は活用すること。その場合のネットワーク設定等は本市が別途行うが、PoEインジェクターは固定IP電話機数分用意すること。
- ・録音することを通話の相手方に知らせることができる機能があること。
- ・固定IP電話機は本市と協議の上、指定の場所に設置を行い、PBXとの通信疎通を確認すること。このとき、固定IP電話機を設置する予定の場所に既存スイッチが設置されていない場合には、直近スイッチからのLAN配線を行うこと。
- ・対象施設に設置している既存のPBX、電話機等の撤去については、現在本市と契約している事業者が行うこととなっているため、本プロポーザルには含まないこととし、本業務の履行に支障が無いよう別途協議を行うこと。

③スマートフォン

- ・台数は330台を想定している。
- ・通話品質や回線の安定性を重視するため、キャリア音声回線網を利用し、本業務におけるPBXと連携することができること。また、PBXと連携できる電話帳アプリも台数分提供すること。ただし、電話帳アプリが不要な運用の提案（OS純正アプリなど）がある場合はこの限りではない。
- ・本業務で導入するPBXと連携し、内線通話、代理応答、着信識別、転送、不在転送が可能なこと。また、キャリア回線の電話番号も利用できること。
- ・端末は管理の容易さ、セキュリティの観点からAndroid13又はiOS17以上のOSを搭載するものであること。また、利用期間中のOSアップデートが保証される見込みであること。
- ・端末の色は可能な限りすべて同色とすること。
- ・端末はすべて新品とすること。ただし、故障等による交換品についてはリフレッシュ品でも可とする。
- ・通信事業者は、電気通信事業法第9条に規定する総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。
- ・データ通信については、1台あたり2GB/月以上利用可能であり、スマートフォン全回線分を共有できること。また、回線毎の月内通信量を本市管理者等が随時確認できること。この場合、管理者に通知等を行うことができることが望ましい。規定のデータ通信量を超えた場合にも利用を継続できる方法があること。
- ・契約期間中は4G及び5G回線を利用できること。ただし、通信事業者のサービスが終了した場合はこの限りではない。
- ・インターネットを利用するためのプロバイダ契約を含めて提供すること。また、プロバイダサービスのオプションとして、無償のフィルタリングサービスを付与できることが望ましい
- ・原則、国内通話については、1台あたり15分/月以上利用可能であり、スマートフォン全回線分を共有できること。
- ・データ通信量及び通話のプランについては、運用開始後に使用状況の調査を行い、

適正に向けた変更が可能であること。

- ・充電器及び充電ケーブル（1 m程度）を台数分用意すること。充電ケーブルは端末メーカーの動作保証があること。端末に附属している場合は不要とする。
- ・導入するスマートフォンすべてにキッティング作業を実施すること。キッティングの内容については本市と協議して決定すること。
- ・テザリングが可能であること。
- ・ユニバーサルサービス料，電話リレーサービス料において，契約期間中の金額が変動した場合にも契約金額が変動しないよう月額料金に含むこと。または，契約期間中に変動があった場合において，変更後の料金を請求するようであること。
- ・24時間365日，電話やWEBによる操作代行が可能なこと。（紛失受付・リモートワイプ・リモートロック・利用中断など）
- ・契約期間中の端末修理や紛失による費用負担が原則発生しないこと。また，サポートに連絡することで，先出し SEND BACK による交換が可能であること。費用負担が発生する場合は，条件等を提示すること。
- ・契約終了時の新端末への移行期間等に係る契約延長が必要になった場合，月単位など柔軟に契約延長が可能であり，違約金等が発生しないことが望ましい。
- ・機器管理のためのMDMサービスを導入し，契約期間中に本市管理者がMDMサービスを利用できること。また，この支援を行うこと。その他MDMサービスに係る構築費用を含むこと。MDM証明書等の年次更新などをサービスに含むこと。
- ・スマートフォンの使用者が変更になった場合や追加の端末を調達した場合に，再キッティングを行うことができることが望ましい。
- ・提供可能な限り，災害時などの通信制限下においても優先的にキャリア回線から発信できる端末とすること。
- ・発注者の依頼により電波状況の調査を実施し，かつ，調査の結果，電波状況が不安定であることが判明した場合，電波状況の改善を図ること。
- ・災害時における通信サービス確保にむけた対策として，基地局基盤強化を行っていること。
- ・災害時の衛星電話サービスの導入に向け，特番発信（110番や119番等）の衛星電話サービス提供をおこなうことが可能であることが望ましい。
- ・災害時，災害復旧にあたる体制を構築すること。また，迅速な復旧体制をとるために茨城県内に移動基地局車，移動電源車を所有し，本市に派遣可能であることが望ましい。

④ その他機器等

- ・各施設間の通話について，別紙「既存ネットワークイメージ図・PBX収容回線一覧」と同等の運用方法を提案すること。
- ・ひかり電話を収容するゲートウェイ等が必要な場合は各施設に設置すること。
- ・本庁舎のクラウドPBX移行に伴い，支所および水道事業所で必要となるPBXの設定作業については，別途保守業者と調整を行うこと。また，その費用は含まないこと。
- ・現行のPBXに収容されているアナログ電話については，別途個別で敷設替えする等，現状と同等の運用方法を提案すること。

- ・茨城県防災専用線（OD）はPBXに收容すること。
- （3）スマートフォンの納品後，クラウドPBXの切替までに職員等使用者向け説明会及び管理者向け説明会を開催すること。使用者向けに関しては，数回に分けて同じ内容のものを開催する想定である。使用者がスマートフォンへできるだけ円滑に移行できるような内容とし，簡易マニュアル等を作成し配布すること。説明会の会場や機材は本市が準備する。

5 その他留意事項

- （1）業務にあたっては，全体計画及びスケジュールの確認・調整を行い，双方の役割を明確化し，本市の承認を得た上で進めること。
- （2）業務が完了するまでは，連絡調整のための協議を定期的に行い，進捗状況及び成果について本市に報告すること。報告内容については後日報告を求められることがある。
- （3）業務にあたっては，契約書及び本仕様書のほか，関係法令等（本市の条例・規則等を含む）を遵守すること。
- （4）業務に必要な資料については，本市から借用し，返却するまでに破損・紛失・漏えい等がないよう十分注意すること。
- （5）業務中に発生した事故に対する一切の責任は受注者が負うものし，その状況を速やかに本市に報告すること。
- （6）受注後に現地調査を行い，業務に支障のないように入替えを行うこと。
- （7）システムで扱うデータについては，基本的に本市が著作権を有する。
- （8）納品物に不備があった場合，業務完了後であっても受注者の責任で速やかに改善すること。
- （9）その他，契約書及び本仕様書に明記されていない事項や疑義，不測の事態が生じた場合は，本市と協議の上で対処方法を決定すること。

以上